

	判決年月日	掲載誌等	前訴の当事者及び請求	後訴の当事者及び請求	判 旨	判決効拡張の法的根拠
1	最判昭和51年9月30日	判例タイムズ341号161頁	原告:X 被告:Y	原告:X 被告:Y、Z(Zは、前訴係属中に本件土地の売渡を受けた者)	前訴と後訴は、訴訟物を異にするとはいえ、いずれも、本件土地の買収処分が無効を前提としてその取戻しを目的として提起したものであり、後訴は、実質的には、前訴の蒸し返しというべきものであり、前訴において後訴の請求をすることに支障もなかったのにもかかわらず、更にXが後訴を提訴することは、後訴提起時に既に買収処分後20年も経過しており、承継人の地位を不当に長く不安定な状態に置くことになることを考慮するときは、信義則に照らして許されない。	信義則
			土地の買戻契約に基づく所有権移転登記 手続請求	土地買収処分の無効を原因とする所有権移 転登記手続請求		
2	東京地判昭和52年5月30日	判例時報874号58頁	原告:X 被告:A、B(本件土地には、「X-A-B-Y」 と順次所有権移転登記がなされていた。)	原告:X 被告:Y	①前訴と後訴は、その被告を異にし、また形式上は一応訴訟物を異にする。 ②しかし、後訴は、実質的には前訴の蒸し返しというべきものであり、Xが前訴 当時Yをも被告として十分後訴と同一の請求及び主張をなし得たと認められる こと、本訴提起によりYの地位を不当に長く不安定な状態に置くことにもなること をも考慮するときは、後訴は、信義則に照らし、その訴えの正当な利益を有しない。	信義則
			土地の所有権に基づく所有権移転登記の 抹消登記手続請求	土地の所有権に基づく所有権確認請求		
3	仙台高判昭和56年8月31日	判例タイムズ453号98頁	原告:X 被告:Y	原告:X 被告:Y、Z(Zは、前訴終了後に土地上の建 物を譲り受けた者)	後訴は、前訴の確定判決により解決された事件を再び争うものであって、実質 的に同じ訴訟の蒸し返しにほかならない。判決により確定された法律関係は各 当事者により尊重されなければならない。実質的同一訴訟の蒸し返しは確定 判決により紛争の解決を得た当事者の法的安定を害するものであり、信義則 に照らし許されないものと言わなければならない。	信義則
			所有権移転登記抹消登記手続請求 ※本件土地の代物弁済予約は公序良俗に 反して無効等	所有権確認請求等 ※仮登記担保に関する判例が出された後、こ れに依拠して処分清算型譲渡担保であったと 主張		
4	東京高判昭和61年5月29日	判例時報1195号94頁	原告:X 被告:Y1～Y7(前訴提起時点における本 件土地の所有者)	原告:X 被告:Y1～Y7、Y8～Y14(Y8～Y14は、本件 土地につき登記面上の権利者として現れて いる者)	①所有権の取得原因は、訴訟物たる請求を理由あらしめるための主張として の意味を持つにすぎず、前訴と後訴の訴訟物は異なるから、前訴において 当事者となっていた者(Y1～Y7)との関係では、前訴確定判決の既判力が及 び、これらの者に対する訴えは不合法として許されない。 ②本件の紛争の実体は前後を通じて同一であると目すべきであるから、前訴で 当事者となっていなかった者(Y8～Y14)に対する関係でも、前訴において解決 したと同一の紛争を再び無益に繰り返すに等しく、紛争の一回的解決の見地か ら見て著しく妥当性を欠くというべきであり、訴訟法上の信義則上、Yらに対する 本件訴えは訴権の濫用として許されない。	信義則(訴権の濫用)
			土地の所有権に基づく妨害排除請求として の抹消登記請求に代わる真正な登記名義 の回復を原因とする移転登記請求 ※土地の取得原因は遺贈との主張	土地の所有権に基づく更正登記手続請求 ※土地の取得原因は死因贈与との主張		
5	大阪地判昭和61年11月13日	判例タイムズ629号204頁	原告:X 被告:Y1会社	原告:X 被告:Y1会社、Y2、Y3(Y2とY3は、Y1会社 の従業員)	①両訴訟は、当事者の範囲を異にし、訴訟物を異にするから、前訴確定判決 の既判力は本訴には及ばない。 ②しかし、前訴においては不法行為の具体的行為者たる自然人は特定して主 張されることはなかった上、原告が前訴において不法行為の具体的行為者た る自然人として予定していたのは、Y2、Y3を含めたY会社の関係上層部全員 であったと見ざるを得ない。 ③そうだとすれば、本訴は、実質的には前訴の蒸し返しというべきものであるか ら、本訴請求は、Y会社に対するものはもとより、Y2、Y3に対するものをも含め て全て信義則に照らし、許されない。	信義則
			Y1会社に対する不法行為(民法第709条) に基づく損害賠償請求	Y2、Y3に対する不法行為(民法第709条)に 基づく損害賠償請求、及びY1会社に対する 使用者責任(同法第715条)に基づく損害賠償 請求		
6	東京高判昭和62年3月30日	判例時報1263号23頁	原告:X 被告:Y	原告:X 被告:Z(前訴提起前からの建物賃借人)	前訴と後訴はいずれもXとA間の売買の存否ないし効力が争点であり、紛争の 実体は同一であり、後訴は実質的に前訴の蒸し返しであり、また、前訴当時Z を相手方として後訴と同一の請求をすることが不可能であったとは言えないし、 XとAとの売買から後訴提起まで9年余り経過し、その間7年間にわたり前訴で 争われたもので、今後更に本案の審理を継続すればY及びZの地位を不当に 長く不安定な状態に置くので、後訴提起は信義則に照らし許されない。	信義則
			建物の所有権移転登記抹消登記手続請求	所有権に基づく建物明渡請求		